

## GS YUASA 責任ある鉱物調達方針

GS YUASA は、製品、部品および材料に使用される鉱物のサプライチェーンにおいて発生する可能性のある重大な悪影響のリスク\*を認識し、人権を尊重し紛争には手を貸さない責任を果たすために、以下の取り組みを通じて、国際的に認知されたフレームワークを尊重した責任ある鉱物調達を推進いたします。

1. GS YUASA は、人権侵害や武力紛争などに加担する可能性のある鉱物\*をグループ各社およびそのサプライヤー様が調達、使用しているかを調査いたします。
2. GS YUASA は、人権侵害や武力紛争などへの加担リスクが高い鉱物をグループ各社およびそのサプライヤー様が調達、使用していることが判明した場合には、関係各社と連携して該当鉱物の調達、使用の回避に向けた活動に取り組みます。

( ※の詳細については別紙を参照 )

GS YUASA : G S ユアサ グループのブランドであり、企業体を示す。

2020年4月7日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
取締役社長 村尾 修

< 別紙 >

(1) 本方針の対象となるリスク

「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」の附属書 II に提示されている全てのリスクを対象とします。

次表に、本ガイダンス附属書 II の対象リスクを列挙します。

分類		内容
鉱物の採掘、輸送、取引における人権侵害リスク		<ul style="list-style-type: none"> <li>● あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い</li> <li>● あらゆる形態の強制労働</li> <li>● 最悪の形態の児童労働</li> <li>● その他の著しい人権侵害や虐待(広範な性的暴力など)</li> <li>● 戦争犯罪やその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、集団虐殺</li> </ul>
鉱物の採掘、輸送、取扱い、取引、出荷、輸出における紛争組織等への支援に伴うリスク	紛争組織に対する直接的・間接的な支援に伴うリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉱山の違法的な支配、鉱物の輸送ルート・取引拠点や上流のサプライチェーン関係者の支配</li> <li>● 鉱山へのアクセス地点や鉱物の輸送ルート沿い・取引拠点等における違法な課税や金銭・鉱物の恐喝</li> <li>● 中間業者、輸出企業、国際取引業者に対する違法な課税や恐喝</li> </ul>
	公的または民間の保安隊に対する直接的・間接的な支援に伴うリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉱山現場、輸送ルート、上流のサプライチェーン関係者の違法な管理</li> <li>● 鉱山へのアクセス地点や鉱物の輸送ルート沿い・取引拠点等における違法な課税や金銭・鉱物の恐喝</li> <li>● 中間業者、輸出企業、国際取引業者に対する違法な課税や恐喝</li> </ul>
	鉱物の採掘、取引、出荷、輸送、輸出における税金、手数料、採掘権料の偽証に関連するリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賄賂の申し出、約束、提供、要求</li> <li>● 鉱物原産地の隠匿や偽装を行うための賄賂の誘い</li> </ul>
	鉱物の採掘、取引、取扱い、輸送、輸出に関連するリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金洗浄(採掘現場へのアクセス地点、輸送ルート沿い、上流サプライヤーが行う鉱物取引拠点における違法な課税や鉱物の恐喝に由来する資金)</li> </ul>
	鉱物の採掘、取引、輸出に関連するリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税金、手数料、採掘権料の未払い</li> </ul>

(2) 人権侵害や武力紛争などに加担する可能性のある鉱物

当社グループの製品、部品および材料に含まれる可能性のある鉱物を対象に、法規制、ステークホルダーのニーズ、事業への影響、社会への影響などを考慮して特定した鉱物を次に示します。

- 錫石(スズ)
- コロンバイトータンタル石(タンタル)
- 鉄マンガン重石(タングステン)
- 金
- コバルト

以上